



埼玉県報

第 2828 号
平成 28 年(2016 年)
8 月 30 日
火曜日

目次

規則

- 医療法施行細則の一部を改正する規則（医療整備課）

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（東部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（利根地域振興センター）
- 新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業環境影響評価書の縦覧（環境政策課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の休止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出(社会福祉課)

- 平成 28 年度クリーニング師試験の実施（保健医療政策課）
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 農用地利用配分計画の認可（農業ビジネス支援課）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 越谷都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 飯能都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 入間都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 朝霞都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 志木都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 志木都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 和光都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川越都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 狭山都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 坂戸都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 毛呂山・越生都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 東松山都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 川口都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 蕨都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 戸田都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）

- 上尾都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 鴻巣都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 桶川都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 北本都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 行田都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 春日部都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 久喜都市計画道路の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 蓮田都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 幸手都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 加須都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 羽生都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 熊谷都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 本庄都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 小川都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 新座都市計画区域区分の変更（都市計画課）
- 新座都市計画道路の変更（都市計画課）
- 富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 富士見都市計画区域区分の変更（都市計画課）

平成 28 年(2016 年)8 月 30 日

- 秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（都市計画課）
- 教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託に関する入札公告（教委・総務課）
- 犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 県道熊谷児玉線の供用の開始（本庄県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 県立病院の灯油（平成 28 年度 10・11 月分）の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県指定有形文化財の指定解除（生涯学習文化財課）

規 則

医療法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第六十七号

医療法施行細則の一部を改正する規則

医療法施行細則（平成十三年埼玉県規則第八十一号）の一部を次のように改正する。

- 第一条第二項第二十一号中「第三十二条第一項」を「第三十三条の二十五第一項」に改め、同項第二十三号中「第三十五条第一項」を「第三十五条の二第一項」に、「合併認可申請書」を「吸収合併認可申請書」に改め、同項に次の三号を加える。
- 二十四 規則第三十五条の五の医療法人の新設合併認可申請書 様式第四十二号
- 二十五 規則第三十五条の八の医療法人の吸収分割認可申請書 様式第四十三号
- 二十六 規則第三十五条の十一の医療法人の新設分割認可申請書 様式第四十四号

様式第三十九号中「あひ先」を「宛先」に、「第50条第1項」を「第54条の9第3項」に改める。

様式第四十一号を次のように改める。

| | |
|--|--|
| (宛先) 埼玉県知事 | 年 月 日 所在地 名 称 理 事 長 所在地 名 称 理 事 長 ㊦ ㊦ ㊦ |
| 医療法人吸収合併認可申請書 | |
| 次のとおり、医療法第 5 8 条の 2 第 4 項の規定により、吸収合併の認可を申請します。 | |

| | |
|--|--|
| 吸収合併存続医療法人の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 吸収合併消滅医療法人の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 吸収合併存続医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称 | |

添付書類

- 1 吸収合併の理由書
- 2 医療法第 5 8 条の 2 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 吸収合併契約書の写し
- 4 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収合併前の吸収合併存続医療法人及び吸収合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 吸収合併後の吸収合併存続医療法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 吸収合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

様式第四十一号の次に次の三様式を加える。

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地
 称
 理事
 長
 所在地
 称
 理事
 長
 ㊦
 ㊦

医療法人新設合併認可申請書

次のとおり、医療法第 5 9 条の 2 において準用する同法第 5 8 条の 2 第 4 項の規定により、新設合併の認可を申請します。

| | | |
|---|------------|--|
| 新 消 滅 医 療 法 人 新 設 合 併 | 名 称 | |
| | 主たる事務所の所在地 | |
| | 名 称 | |
| 主たる事務所の所在地 | | |
| 新設合併設立医療法人の名称 | | |
| 主たる事務所の所在地 | | |
| 新設合併設立医療法人が開 設しようとする病院、診療所 又は介護老人保健施設の 名称 | | |

添付書類

- 1 新設合併の理由書
- 2 医療法第 5 9 条の 2 において準用する同法第 5 8 条の 2 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 新設合併契約書の写し
- 4 新設合併前の新設合併消滅医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設合併前の新設合併消滅医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 新設合併設立医療法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 新設合併後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

| | |
|--|------------------|
| (宛先) 埼玉県知事 | 年 月 日 |
| | 所在地 名称 理事長 |
| | 所在地 名称 理事長 |
| 医療法人吸収分割認可申請書 | |
| 次のとおり、医療法第 6 0 条の 3 第 4 項の規定により、吸収分割の認可を申請します。 | |

| | |
|--|--|
| 吸収分割医療法人の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 吸収分割承継医療法人の名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 吸収分割承継医療法人が開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の名称 | |

添付書類

- 1 吸収分割の理由書
- 2 医療法第 6 0 条の 3 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 吸収分割契約書の写し
- 4 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の定款又は寄附行為
- 5 吸収分割前の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 吸収分割後の吸収分割医療法人及び吸収分割承継医療法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 吸収分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

所在地

名 称

理事長

㊟

医療法人新設分割認可申請書

次のとおり、医療法第 6 1 条の 3 において準用する同法第 6 0 条の 3 第 4 項の規定により、新設分割の認可を申請します。

| | |
|--|--|
| 新設分割設立医療法人の 名称 | |
| 主たる事務所の所在地 | |
| 新設分割設立医療法人が 開設しようとする病院、 診療所又は介護老人保健 施設の名称 | |

添付書類

- 1 新設分割の理由書
- 2 医療法第 6 1 条の 3 において準用する同法第 6 0 条の 3 第 1 項 (第 3 項) の手続を経たことを証する書類
- 3 新設分割計画の写し
- 4 新設分割前の新設分割医療法人の定款又は寄附行為
- 5 新設分割前の新設分割医療法人の財産目録及び貸借対照表
- 6 新設分割後の新設分割医療法人及び新設分割設立医療法人に係る次に掲げる書類
 - (1) 定款又は寄附行為
 - (2) 新設分割後 2 年間の事業計画及びこれに伴う予算書
 - (3) 新たに就任する役員の就任承諾書及び履歴書
 - (4) 開設しようとする病院、診療所又は介護老人保健施設の管理者となるべき者の氏名を記載した書面

附 則

この規則は、平成二十八年九月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第千七十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県東部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年八月十九日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人一生活会
- 三 代表者の氏名
篠崎 淳一
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県越谷市大字大林四百番地二
- 五 定款に記載された目的
この法人は、障害をもつ人に対し、地域社会の中で安心して豊かな暮らしを送ることができる福祉事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年八月十九日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あんぴの会

三 代表者の氏名

松井 潤一

四 主たる事務所の所在地

埼玉県羽生市北一丁目二番十五号

五 定款に記載された目的

この法人は、埼玉県の高齢者を共助応援サポートすることにより、高齢者が豊かで安全に暮らせる地域社会を創造することで、福祉の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千七十八号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十八条第二項の規定により、新座市から新座市の区域内において行われる新座都市計画事業（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業について環境影響評価書の提出があった。なお、環境影響評価書の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県西部環境管理事務所

新座市（仮称）大和田二・三丁目地区土地区画整理事業推進室

新座市まちづくり計画課

所沢市環境政策課

朝霞市まちづくり推進課

志木市都市計画課

富士見市まちづくり推進課

三芳町都市計画課

東京都清瀬市まちづくり課

二 縦覧の期間

平成二十八年八月三十日（火）から平成二十八年九月十三日（火）まで（ただし、土曜日及び日曜日を除く。）

告 示

埼玉県告示第七十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

| 名称 | 開設者名 | 所在地 | 指定年月日 |
|----------------------|------------|----------------|--------------|
| 春日部市立医療センター | 春日部市 | 春日部市中央六―七―一 | 平成二十八年七月一日 |
| 春日部市小児救急夜間診療所 | 春日部市 | 春日部市中央六―七―二 | 平成二十八年七月一日 |
| あさか産婦人科 | 医療法人 昌静会 | 朝霞市溝沼五三七―一 | 平成二十八年八月一日 |
| 小林医院 | 小林 厚生 | 熊谷市村岡五三五―一 | 平成二十八年三月二十五日 |
| 木田内科医院 | 木田 聡 | 春日部市中央一―一―一四 | 平成二十八年八月一日 |
| 成松医院 | 成松 衛 | 春日部市上蛭田六四―一 | 平成二十八年五月一日 |
| ゆりのき歯科医院 | 医療法人 ユリノキ会 | 春日部市大沼三―一―〇一七 | 平成二十八年八月一日 |
| 医療法人 ピオス会 幹クリニックス会 | 医療法人 ピオス会 | 上尾市上平中央一―一―九一〇 | 平成二十八年六月十五日 |
| 医療法人社団 彩り会 北坂戸オレンジ歯科 | 医療法人社団 彩り会 | 坂戸市末広町一―五 | 平成二十八年三月一日 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|------------------------------------|-----------------|----------------|-----------------------|------------------|------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------|-----------------------|-----------------------|--------------|-----------------|--------------|-------------------------|----------------|--------------|--------------|
| 口店 | ブレイブ薬局 川 | 行田駅前薬局 | 元町薬局 | 小川町店 | ウエルシア薬局 坂戸柳町店 | ウエルシア薬局 坂戸柳町店 | クリニック | ガーデンデンタル クリニック | ク | デンタルクリニク 新仁会 | 医療法人社団 新仁会 小手指 | 院 | 川口元郷歯科医 院 | 科 | 医療法人 新正 会 間柴医院歯 科 | 寺尾歯科医院 | 宮本歯科医院 | |
| ilink sm | 株式会社 調剤薬局 阪神 | 株式会社 飛鳥 | 株式会社 飛鳥 | 株式会社 | 株式会社 | 株式会社 | 伊東 祐博 | 伊東 祐博 | | 新仁会 | 医療法人社団 | 松永 京路 | 会 | 医療法人 新正 | 寺尾 修一 | 宮本 信夫 | | |
| 三 | 川口市川口四一 二一四一 タケノヤハイ ツ錦町一〇 | 行田市老里山 町一八一六 | 加須市元町六 一〇二二 | 比企郡小川町 小川四三二 一三 | 坂戸市柳町一 五二一 | 坂戸市柳町一 五二一 | 蕨市塚越五一 六一三五 マックスバリ ユ蔵店内 | 蕨市塚越五一 六一三五 マックスバリ ユ蔵店内 | 一八 | 所沢市小手指 町五〇七一 一八 | 所沢市小手指 町五〇七一 一八 | 一 | 川口市本町二 一〇二一三 | 飯能市緑町三 一四 | 三郷市早稲田 五〇七一七 | 本庄市中央一 一五一六 | | |
| 一日 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 六月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 六月 | 平成二十八年 四月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 七月 | 平成二十八年 六月 | 平成二十八年 六月 | 平成二十八年 六月 |

| | | | | | | | | |
|---|--|---|---|---------------------------------|---|---------------------------------|---|---|
| 星 雅博 | 高橋 潔 | 柴田 峰行 | 清水 聡司 | 高月 宣人 | 佐野 彩 | 前田 康紀 | 竹内 明梨 | 藤田 美涼 |
| | | | | | | | | |
| あおぞら鍼灸院 | こころ練馬治療院 | 訪問マッサージ i R O W 岩槻中央 ステーション | 院 有限会社 小澤接骨 | たかつき治療院 | 館 ふくしま鍼灸マッサー くしま鍼灸マッサー ジ院・ふくしま楽々 | アベユ所沢 | ジ てあて在宅マッサー | 株式会社 ケアプラ ス |
| 一 F 住一 一八 一九 東京 都足 立区 千 | 一 B 一 柄五 一七 一八 東京 都練 馬区 田 | 一 二階 さい たま 市岩 槻区 城南 三一 七一 | 所 沢市 小指 町二 一三 一五 小指 サン ハイ ツ一 〇三 | 東 松山 市松 山九 五六 一四 | 東 京都 足立 区竹 塚一 一八 一〇 | 所 沢市 山口 六九 三一 二四 | 飯 能市 柳町 九一 一七 すみ やビ ル二 〇四 | さい たま 市大 宮区 桜木 町二 一三 二四 一 |
| 日 平成 二十 八年 八月 一 | 日 平成 二十 八年 七月 一 | 十三 日 平成 二十 八年 五月 二 | 日 平成 二十 八年 八月 五 | 日 平成 二十 八年 七月 一 | 日 平成 二十 八年 八月 一 | 日 平成 二十 八年 八月 四 | 日 平成 二十 八年 六月 一 | 七 日 平成 二十 八年 六月 十 |

告 示

埼玉県告示第千八十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

| 名称 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|--------------------------|------|----------------------|--------------------------|
| ファークコス薬局 つばめ | 名称 | つばめ薬局 | ファークコス薬局 つばめ |
| アイファ薬局 戸田公園店 | 名称 | アイセイ薬局 戸田公園店 | アイファ薬局 戸田公園店 |
| ウエルシア薬局 春日部市立医療センター前店 | 名称 | ウエルシア薬局 春日部市立病院前店 | ウエルシア薬局 春日部市立医療センター前店 |
| ファークコス薬局 スマイレ川口 | 名称 | スマイレ薬局 川口店 | ファークコス薬局 スマイレ川口 |
| ファークコス薬局 スマイレ蕨 | 名称 | スマイレ薬局 | ファークコス薬局 スマイレ蕨 |
| ファークコス薬局 むさし上里 | 名称 | むさし上里薬局 | ファークコス薬局 むさし上里 |
| ダイワ薬局 | 所在地 | 川口市前川町四―五七 三 | 川口市本前川一―一 三―六 |

二 指定施術機関

| 氏名 | 変更事項 | 変更前 | 変更後 |
|-------|--------|--------------------|-----------------------------------|
| 柴田 峰行 | 施術所名称 | おおみや東整骨院 | 訪問マッサージ i R O W 岩槻中央 ステーション |
| | 施術所所在地 | さいたま市大宮区東町 二―一六 | さいたま市岩槻区域 南三―七―一 二階 |

| | | | | | | |
|-----|--------------------------------------|-------|-------------------------|--|----------------|----------------|
| | 野中 亮佑 | | 八代 雅貴 | 嶋村 崇 | 福井 岳史 | |
| | 施術所所在地 | 施術所名称 | 施術所所在地 | 施術所名称 | 施術所名称 | |
| 店一階 | 宮城県黒川郡富谷町ひよ り台二―三七 西友富谷 一―一六―二 | 常心接骨院 | 五 越谷市東越谷四―三―二 ―一二 | 訪問医療マツサー i R O W 北越谷ステ ーション ―ジ院 | 中央在宅マツサー ジ | 中央在宅マツサー ジ |
| | 東京都練馬区上石神井 | 心接骨院 | 坂戸市伊豆の山町一五 | さわやか鍼灸マツサ ― | てあて在宅マツサー ジ | てあて在宅マツサー ジ |

告 示

埼玉県告示第千八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 廃止年月日 |
|----------------------|----------------|--------------|
| 医療法人社団 歯光会 宮本歯科医院 | 本庄市中央一―五―一六 | 平成二十八年五月三十一日 |
| みどり調剤薬局 中央店 | 春日部市中央六―三―八 | 平成二十八年六月三十日 |
| ウエルシア薬局 小川町店 | 比企郡小川町小川四三六 | 平成二十八年七月三日 |
| ウエルシア薬局 坂戸柳町店 | 坂戸市柳町一五二―二 | 平成二十八年六月三十日 |
| 春日部市立病院 | 春日部市中央七―二―一 | 平成二十八年六月三十日 |
| 北坂戸オレンジ歯科 | 坂戸市末広町一―五 | 平成二十八年二月二十九日 |
| 幹クリニック | 上尾市西門前一〇四 | 平成二十八年六月十四日 |
| ほうゆう薬局 上尾店 | 上尾市久保一八―一 | 平成二十八年七月三十一日 |
| アガペ 上福岡薬局 | ふじみ野市上福岡一―二―二五 | 平成二十八年七月二十日 |
| ドラッグセイムス 蕨塚越薬局 | 蕨市塚越六―五―一二 | 平成二十八年八月一日 |
| 薬局くすりの福太郎 春日部店 | 春日部市中央一―八―一〇 | 平成二十八年六月三十日 |

| | | | | | | | | | |
|--------------|-------------|---------------|---------------|---------------|--------------|--------------------|-------------|---------------|------------------------------|
| 行田駅前薬局 | 成松医院 | 和田フアーマシー | 高梨医院 | 荻野外科 | 小林医院 | 医療法人 新正会 間柴医院歯科 | 元町薬局 | 川口元郷歯科医院 | 医療法人社団 翠聖 会 パール歯科医院 |
| 行田市沓里山町一八―六 | 春日部市上蛭田六四―四 | ふじみ野市大原一―二―一三 | 行田市持田四―三六―五 | 深谷市稲荷町一―一五―一九 | 熊谷市村岡五三五―一 | 飯能市緑町三―四 | 加須市中央二―四―二四 | 川口市本町二―一―二―三一 | 蕨市塚越五―六―三五 マックス パリュ蕨一階 |
| 平成二十八年五月三十一日 | 平成二十八年四月三十日 | 平成二十八年七月九日 | 平成二十七年十二月二十七日 | 平成二十八年五月九日 | 平成二十八年三月二十四日 | 平成二十八年四月一日 | 平成二十八年六月三十日 | 平成二十八年五月三十一日 | 平成二十八年六月三十日 |

二 指定施術機関

| | | | |
|---------------------------------|----|-----|----------------------|
| 明 長谷川 大 | 氏名 | | |
| | 住所 | | |
| 骨院 北浦和駅前接 | 名称 | 所在地 | 施術所 |
| ビル一F さいたま市浦和区常盤 三ー一八ー一九正栄 | | | |
| | | | 廃止年月日 平成二十八年六月三十日 |

告 示

埼玉県告示第千八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| 名称 | 所在地 | 辞退年月日 |
|--------|--------------|--------------|
| あい歯科医院 | 川口市並木一―二三―二四 | 平成二十八年八月二十七日 |

告示

埼玉県告示第千八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があった。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 指定医療機関

| 名称 | 所在地 | 休止年月日 |
|-------------|-------------|------------|
| 医療法人 山崎歯科医院 | 春日部市八丁目四六二一 | 平成二十八年八月一日 |

二 指定施術機関

| 氏名 | 住所 | 施術所 | | 休止年月日 |
|-------|----|---|-----|------------------|
| | | 名称 | 所在地 | |
| 柴田 峰行 | | 訪問マッサージ JKEIROさいたま市岩槻区城南 W 岩槻中央三ー七ー一 二階 ステーション | | 平成二十八年五月二十三 日 |

告 示

埼玉県告示第千八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | | | | | | | |
|-------------------------|----------------------------------|----------------------------------|-------------------------------|--|------------------------|------------------------|---------|
| 医療法人社 団 高齒会 東歯科医院 | あおいカイ エ ー薬局 | ライオン薬局 | デイサービ ス 千恵の輪 | おおるりの 里 | 雄飛堂薬局 草加店 | 医療法人社 団 弘人会 中田病院 | 名称 |
| 川口市芝園 町一―一 | ふじみ野市 旭一―一八 ―三二 | 春日部市緑 町五―九― | 所沢市久米 二〇―七― 五 | 秩父市寺尾 三三七三― 一 | 草加市青柳 五―一―二― 一―二 | 加須市元町 六―八 | 所在地 |
| 医療法人社 団 高齒会 | 有限会社 会宮 | 株式会 社 ライオン薬局 | 一般社団法 人 シニア セラピー研 究所 | 株式会 社 歌舞伎 | 株式会 社 雄飛堂 | 医療法人社 団 弘人会 | 開設者名 |
| 居宅療養 管理指導 | 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防 通所介護 | 小規模多機能 型居宅介護 介護予防小規模 多機能型 居宅介護 | 介護予防居宅 療養管理指導 | 訪問看護 介護予防 訪問看護 | サービスの種類 |
| 平成二十七年 十二月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月十九日 | 平成二十八年 四月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 六月一日 | 指定年月日 |

| | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------|--|---------------------|----------------------------------|------------------|--|
| 富士見店 ゆみ薬局 | 居宅介護支援事業所 いきいき | グループホームみんなの家 菖蒲 | みやしろ薬局 | 特別養護老人ホームもみの木 | 特別養護老人ホームもみの木 | 愛の家グループホーム 川口仲町 |
| 富士見市鶴間一九三一 一 | 久喜市青葉四―二四― 一八 | 久喜市菖蒲町下栢間二 三六二 | 南埼玉郡宮代町百間一 〇四〇―四 | 南埼玉郡宮代町金原五 六七 | 南埼玉郡宮代町金原五 六七 | 川口市仲町一三―一三 |
| 株式会社 ゆみ 薬局 | 特定非営利活動法人 いきいき 社会生活センタ | 株式会社 ウイ ズネット | 株式会社 飛鳥 薬局 | 社会福祉法人 真善会 | 社会福祉法人 真善会 | メデイカル・ケア・サービス株式会社 |
| 療養管理指導 介護予防居宅 管理指導 居宅療養 | 居宅介護支援 | 認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護 | 居宅療養 管理指導 | 短期入所 生活介護 介護予防短期 入所生活介護 | 介護老人 福祉施設 | 認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活 介護 |
| 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 八月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月一日 |

| | | | | | |
|------------------|------------------|----------------------|---------------------------|--------------------------|-------------------------|
| クオール薬 局 鎌塚店 | クオール薬 局 吹上店 | クオール薬 局 かみご う店 | かえで薬局 | 藤野 医院通 所リハビリテ ーション | ライオン薬局 三芳店 |
| 鴻巣市鎌塚五二 〇―三 | 鴻巣市鎌塚四― 一―三 | 上尾市上―一六 六―五 | 熊谷市広瀬八〇 〇―二 楓コート 一階 | 白岡市高岩九九 〇―一 | 入間郡三芳町藤 久保九六二―一 六 |
| クオール株 式会社 | クオール株 式会社 | クオール株 式会社 | 合名会社 坂田薬局 | 藤野 義雄 | 株式会社 ライオン薬局 |
| 居宅療養 管理指導 | 居宅療養 管理指導 | 居宅療養 管理指導 | 居宅療養 管理指導 | 通所リハビリテ ーション | 居宅療養 管理指導 |
| 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防通所リハ ビリテーション | 介護予防居宅 療養管理指導 |
| 平成二十八年 八月一日 | 平成二十八年 八月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 八月一日 | 平成二十八年 七月一日 | 平成二十八年 七月一日 |

告 示

埼玉県告示第千八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | | | | | | |
|----------------------------------|--------------------|-----------------|--|--|----------------------------------|----------------------------------|
| クオール薬局 上尾店 | 吉沢病院通所リ ナビリティショ | | 介護老人保健施 設あすかHO USE松伏 | 社会福祉法人 戸田市社会福祉 協議会 | アルファ薬局 三郷店 | 白岡薬局 |
| 事業所 名称 | 事業所 所在地 | 事業者 所在地 | 事業所 名称 | 事業所 所在地 | 事業所 所在地 | 事業者 所在地 |
| クイヤ薬局 上尾店 | 本庄市寿二一 一五 | 本庄市寿二一 一五 | 老人保健施設 ブルミエール | 戸田市川岸二 一四 | 三郷市戸ヶ崎二 一七〇八一 | 東京都台東区東 浅草一―九一六 |
| クオール薬局 上尾店 | 本庄市二二一 六一 | 本庄市二二一 六一 | 介護老人保健施 設あすかHO USE松伏 | 戸田市上戸田五 一六 | 三郷市戸ヶ崎二 一二八六一 | 東京都台東区橋 場一―一―八 |
| 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防通所リ ナビリティショ | 通所リナビリテ ーション | 介護老人保健施 設 介護予防通所リ ナビリティショ 介護予防訪問リ ナビリティショ 介護予防短期入 所療養介護 | 訪問リナビリテ ーション 短期入所 療養介護 通所リナビリテ ーション | 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 |

| | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 沢 ジ ヤ パ ン ケ ア 所 | 沢 ジ ヤ パ ン ケ ア 所 | 座 ジ ヤ パ ン ケ ア 新 志 木 | 霞 ジ ヤ パ ン ケ ア 朝 | 霞 ジ ヤ パ ン ケ ア 朝 | 霞 ジ ヤ パ ン ケ ア 朝 | 戸 田 ケ ア コ ミ ユ ニ テ イ ソ ヨ 風 | ラ ツ ク 青 木 |
| 所 事 業 者 在 地 者 | 所 事 業 者 在 地 者 | 所 事 業 者 在 地 者 | 所 事 業 者 在 地 者 | 所 事 業 者 在 地 者 | 所 事 業 者 在 地 者 | 名 事 業 者 称 | 名 事 業 所 称 |
| 三 本 東 京 都 小 橋 区 一 四 | 三 本 東 京 都 小 橋 区 一 四 | 三 本 東 京 都 小 橋 区 一 四 | 三 本 東 京 都 小 橋 区 一 四 | 三 本 東 京 都 小 橋 区 一 四 | 三 本 東 京 都 小 橋 区 一 四 | 株 式 会 社 ユ ニ マ ツ ト ソ ヨ 風 | ラ ツ ク 在 宅 介 護 サ ー ビ ス |
| 八 品 東 京 都 四 川 区 一 二 | 八 品 東 京 都 四 川 区 一 二 | 八 品 東 京 都 四 川 区 一 二 | 八 品 東 京 都 四 川 区 一 二 | 八 品 東 京 都 四 川 区 一 二 | 八 品 東 京 都 四 川 区 一 二 | 株 式 会 社 ユ ニ マ ツ ト リ タ イ ア メ ン ト ・ コ ミ ユ ニ テ イ | ラ ツ ク 青 木 |
| 居 宅 介 護 支 援 | 訪 問 介 護 訪 問 介 護 訪 問 介 護 | 訪 問 介 護 訪 問 介 護 | 居 宅 介 護 支 援 | 通 所 介 護 通 所 介 護 | 訪 問 介 護 訪 問 介 護 入 所 生 活 介 護 | 居 宅 介 護 支 援 通 所 介 護 訪 問 介 護 訪 問 介 護 短 期 入 所 生 活 介 護 | 訪 問 介 護 訪 問 介 護 訪 問 介 護 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 訪 問 介 護 訪 問 介 護 訪 問 介 護 特 定 福 祉 用 具 販 売 福 祉 用 具 貸 与 福 祉 用 具 貸 与 訪 問 介 護 |

| | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|--|
| 光 ジャ パン ケア 和 | ラ ック 青 木 | な 夜 間 見 守 り き ず | 戸 田 ケ ア コ ミ ユ ニ テ イ そ よ 風 | 戸 田 ケ ア コ ミ ユ ニ テ イ そ よ 風 | 谷 美 土 里 ジャ パン ケ ア 熊 | 谷 美 土 里 ジャ パン ケ ア 熊 | 間 ジャ パン ケ ア 入 | 間 ジャ パン ケ ア 入 |
| 所 在 地 者 | 名 事 業 所 称 | 所 在 地 者 | 名 事 業 者 称 | 所 在 地 者 | 名 事 業 者 称 | 所 在 地 者 | 所 在 地 者 | 所 在 地 者 |
| 三 本 東 京 都 中 央 区 日 橋 小 伝 馬 町 一 四 | ラ ック 在 宅 介 護 サ ー ビ ス | 町 所 一 沢 市 小 手 指 元 一 九 一 二 | 株 式 会 社 ユ ニ マ ツ ト そ よ 風 | 六 鴻 七 巢 三 市 天 神 三 一 | 株 式 会 社 メ デ カ ジ ャ パ ン | 三 本 東 京 都 中 央 区 日 橋 小 伝 馬 町 一 四 | 三 本 東 京 都 中 央 区 日 橋 小 伝 馬 町 一 四 | 三 本 東 京 都 中 央 区 日 橋 小 伝 馬 町 一 四 |
| 八 品 東 京 都 品 川 区 東 一 四 一 二 一 | ラ ック 青 木 | 四 所 一 沢 市 小 手 指 町 一 八 一 一 | 株 式 会 社 ユ ニ マ ツ ト リ タ イ ア メ ン ト ・ コ ミ ユ ニ テ イ | 青 山 東 京 都 港 区 南 青 山 二 一 二 一 マ ツ ト ビ ル | 株 式 会 社 ユ ニ マ ツ ト そ よ 風 | 八 品 東 京 都 品 川 区 東 一 四 一 二 一 | 八 品 東 京 都 品 川 区 東 一 四 一 二 一 | 八 品 東 京 都 品 川 区 東 一 四 一 二 一 |
| 看 護 定 期 巡 回 ・ 随 時 対 応 型 訪 問 介 護 | 福 祉 用 具 販 売 特 定 介 護 予 防 福 祉 用 具 販 売 介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与 | 介 護 夜 間 対 応 型 訪 問 介 護 | 介 護 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 | 介 護 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 介 護 予 防 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 | 居 宅 介 護 支 援 | 訪 問 介 護 介 護 予 防 訪 問 介 護 | 居 宅 介 護 支 援 | 訪 問 介 護 介 護 予 防 訪 問 介 護 |

| | | | | | | | |
|----------------------------------|-------------------------------|-------------------------------|--|-------------------|----------------------------------|--------------------|-------------------------|
| あおば薬局 | S O M P O ケア ハッピーデイズ 入間 | | 総合介護センター のあ | 居宅介護支援事業所 かがやき | ウエルシア薬局 春日部緑町店 | 居宅介護支援センター 川口 | |
| 所在地 | 事業者 | 事業所名称 | 所在地 | 事業所所在地 | 事業所名称 | 事業所名称 | 事業所所在地 |
| 東京都台東区東 浅草一―九―六 | 東京都大田区羽 田一―一―三 | ハッピーデイズ 入間 | 東京都府中市白 糸台六―六―一 三 | 深谷市新戒四〇 六―三 | グリーンストーンシア・ テライト春日部 緑町薬局 | 居宅介護支援センター 川口本町 | 川口市本町二― 四―一七 |
| 東京都台東区橋 場一―一―八 | 東京都品川区東 八品川四―一―二 | S O M P O ケア ハッピーデイズ 入間 | 所沢市西狭山ヶ 丘一―二―四八ヶ 階一―四―シヤンポ ル吉田ビル三 | 深谷市成塚二― 三 | ウエルシア薬局 春日部緑町店 | 居宅介護支援センター 川口 | 川口市飯塚一― ホ―ムズ二F 川口 |
| 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 介護予防通所介 護 | | 訪問介護 訪問看護 | 居宅介護支援 | 居宅療養 管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 居宅介護支援 | |

告 示

埼玉県告示第千八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

| | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|------------------|--|------|--|------------------|--|------------------|--|----------------|---------------|---|-------|
| 医療法人社団 堀ノ内クリニック | | 新座市堀ノ内 三―一―一三 | | 訪問看護 | | 訪問看護 | | 平成二十八年 七月三十一日 | | 名称 | 所在地 | サービスの種類 | 廃止年月日 |
| 療養管理指導 介護予防居宅 リハビリテーション 介護予防訪問 居宅療養管理指導 訪問リハビリテーション | | 介護予防訪問看護 | | 訪問看護 | | 介護予防居宅 療養管理指導 | | 平成二十八年 四月三十日 | | 医療法人寿会 吉沢病院 | 本庄市寿二― 一―五 | 訪問看護 訪問リハビリテーション 短期入所療養介護 居宅療養管理指導 介護療養型医療施設 介護予防訪問看護 介護予防訪問 リハビリテーション | 廃止年月日 |

| | | | |
|--|--|--|------------------|
| 東歯科医院 | 川口市芝園町一 一 | 居宅療養管理指導 | 平成十八年 十一月一日 |
| ウエルシア草加稲 荷町薬局 | 草加市稲荷三 一五 一三 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 平成二十八年 四月三十日 |
| ウエルシア薬局坂 戸柳町店 | 坂戸市柳町一五二 一 二 | 居宅療養管理指導 介護予防居宅 療養管理指導 | 平成二十八年 六月三十日 |
| ハピネスケア株式 会社 川口営業所 | 川口市芝五九三四 一 一 | 福祉用具貸与 | 平成二十年 二月二十五日 |
| グループホーム聚 楽苑 | 川口市戸塚五 一 一 三 六 | 認知症対応型 共同生活介護 介護予防認知症 対応型共同生活介護 | 平成二十八年 七月三十一日 |
| 東京海上日動BL Sみずたま介護ス テーション上尾 | 上尾市宮本町一五 一 一 愛和ビル一階 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十八年 六月三十日 |
| 東京海上日動みず たま介護ST新所 沢 | 所沢市緑町二 一 七 一 三 イマス新 所沢ビル二階 | 訪問介護 介護予防訪問介護 | 平成二十八年 六月三十日 |
| 東京海上日動みず たま介護ST新所 沢ケアプランセン ター | 所沢市緑町二 一 七 一 三 イマス新 所沢ビル二階 | 居宅介護支援 | 平成二十八年 六月三十日 |

告 示

埼玉県告示第千八十七号

クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）第七条第一項の規定により、クリーニング師試験を次のとおり行う。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 試験期日及び場所

| 試験期日 | 試験場所 |
|---------------------|--------------------------------------|
| 平成二十八年 十一月十八日（金） | 埼玉県さいたま市西区西遊馬千二百七十番地一 埼玉県クリーニング会館 |

二 試験科目

- イ 衛生法規に関する知識
- ロ 公衆衛生に関する知識
- ハ 洗たく物の処理に関する知識及び技能

三 受験資格

- イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十七条に規定する者
- ロ 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百八十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者

四 受験手続

イ 提出書類

クリーニング業法施行規則（昭和二十五年厚生省令第三十五号）第三条に規定する受験願書及び書類

ロ 試験手数料

七千五百円を埼玉県収入証紙により納付すること。

ハ 受付期間

平成二十八年十月十二日（水）から十月十四日（金）まで
午前九時三十分から午前十一時三十分まで及び午後一時三十分から午後四時
まで

郵送の場合は、平成二十八年十月十四日までの消印のあるものに限る。

ニ 受付場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県保健医療部保健医療政策課 研修・国際協力・免許担当

五 合格発表表

イ 埼玉県本庁舎一階南側エレベーター前掲示

平成二十八年十二月二十六日(月)及び二十七日(火)午前十時から午後五時まで

ロ 埼玉県保健医療部保健医療政策課ホームページ掲載

平成二十八年十二月二十六日(月)午前十時から平成二十九年一月二十五日(水)午後五時まで

告示

埼玉県告示第千八十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ

埼玉県狭山市北入曽七百二十一

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 当該地域西側にある道路（市立御狩場小学校前）は通学路であり、概ね七時四十分から八時十分まで通学時間帯に当たするため、施設利用者の車との事故が危惧されます。このことから、当該道路にある荷捌き等出入口2と3について、通学時間帯における利用状況を報告願います。

(2) 今後の利用状況により、通学時間帯については搬入作業を行わない等、車両出入口や交通安全対策については、十分配慮してください。

(3) 埼玉県生活環境保全条例第四十一条（駐車場の利用者への周知）に基づき、二十台以上の駐車場に関しては、利用者に対し引き続きアイドリングストップの周知を図ってください。

(4) 埼玉県生活環境保全条例第五十条第一項第四号に該当する駐車場（二十台以上の駐車場）となっているため、同条例施行規則第三十一条に定める規制基準を遵守し、周辺住民からの苦情には誠実に対応願います。

(5) 給排気口及び冷凍・冷蔵・空調用室外機の騒音が問題となることがあるため、近隣への配慮願います。

(6) 夜間照明に起因する光害が発生することの無いよう、近隣へ配慮願います。

(7) 必要に応じて、周辺自治会からの要望・意見について調整を図ってください。

（対象）

(一) 入曽地区 御狩場自治会、水押自治会、中原自治会、ガーデンシティ、狭山自治会、第一区自治会

(二) 狭山台地区 狭山台四丁目西、狭山台四丁目東自治会

(三) 入間川地区 富士見二丁目自治会、平野台自治会、コート狭山台自治会

（四）堀兼地区 堀上自治会

二 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月三十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

告示

埼玉県告示第千八十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|-------------------|----------------------|-------------------------------|------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所在地 | 面積（平方メートル） |
| 小林 弘治 | 埼玉県さいたま市緑区大字中野田千一番地一 | 埼玉県さいたま市見沼区大字染谷字後丁千五百十九番一ほか九筆 | 五、五五六 |
| アグリシステム 瀬山株式会社 | 埼玉県行田市大字下須戸九百五十三番地一 | 埼玉県行田市大字若小玉字枳千八百八十番ほか一筆 | 一、三四四 |
| アサヒ農研株式会社 | 埼玉県鴻巣市北根千六百四十三番地 | 埼玉県行田市大字利田字芝附通三十六番一ほか八筆 | 八、三六二 |
| 新井 裕三 | 埼玉県行田市大字長野七千四百十二番地 | 埼玉県行田市大字長野字榎戸七千二百三十七番ほか二筆 | 二、九二〇 |
| 伊藤 栄一 | 埼玉県行田市大字長野七千四百四番地一 | 埼玉県行田市大字長野字榎戸七千二百七十番ほか六筆 | 四、三三六 |
| 伊東 英臣 | 埼玉県行田市大字谷郷二千五百七番地 | 埼玉県行田市大字和田字奈良町八百三十三番一ほか九筆 | 七、三二四 |
| 岡安 俊則 | 埼玉県行田市大字長野七千六百三十五番地 | 埼玉県行田市大字長野字流七千七百三番二ほか一筆 | 八七六 |

| | | | | | | | | | | |
|----------------------------------|--|--|--|---------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------|--|----------------------------------|---|
| 吉田 隆 | 細村 研次 | 橋本 政司 | 野口 誠一 | 鈴木 聖司 | 鈴木 清二 | 株式会社O・い しいファーム | 株式会社はせが わ農園 | 株式会社ときお ふあーむ | 株式会社あらい 農産 | 河野 茂夫 |
| 埼玉県行田市大字 北河原二百十二番 地 | 埼玉県行田市大字 長野六千五百二十 番地 | 埼玉県行田市大字 長野七千三百九十 三番地 | 埼玉県行田市大字 荒木三千六百三十 四番地四 | 埼玉県行田市大字 下須戸九百四十九 番地 | 埼玉県行田市大字 下須戸千七百七十 五番地三 | 埼玉県行田市大字 下中条七百五十二 番地 | 埼玉県行田市大字 谷郷三百八番地一 | 埼玉県行田市大字 下中条四百番地一 | 埼玉県行田市大字 長野七千四百五十 七番地 | 埼玉県行田市大字 真名板千二百七十 六番地 |
| 埼玉県行田市大字 北河原字立野千五 百四番四ほか一筆 | 埼玉県行田市大字 長野字榎戸七千二 百四十三番一ほか 一筆 | 埼玉県行田市大字 長野字大房六千四 百六十九番一ほか 四十一筆 | 埼玉県行田市大字 荒木字郷地裏三千 六百四十番ほか十 九筆 | 埼玉県行田市大字 下須戸字内土手七 百五十九番ほか八 筆 | 埼玉県行田市大字 下須戸字寺浦千二 十六番ほか四筆 | 埼玉県行田市大字 斉條字江中子千百 六十九番ほか三十 筆 | 埼玉県行田市大字 上池守字天神町七 番ほか六十四筆 | 埼玉県行田市大字 斉條字斎条三千二 百四十二番ほか十 九筆 | 埼玉県行田市大字 小針字大沼千十五 番一ほか七十五筆 | 埼玉県行田市大字 真名板字三ツ家二 千四百四十二番一ほ か十七筆 |
| 一、四三二 | 一、八三九 | 三五、三五五 | 一七、二六五 | 一二、八八五 | 六、〇五六 | 二八、〇四〇 | 一四六、八二〇 | 二三、六六〇 | 八九、二二三 | 九、〇二六 |

| | | | | | | | | | |
|------------------------------|--|--|--|----------------------------------|---------------------------------|--|--------------------------------|--|----------------------------------|
| 田村 勝 | 清水 和彦 | 木村 保 | 片山 好信 | 森田 邦生 | 三ツ木 宏之 | 株式会社壽農園 | アサヒ農研株式 会社 | 渡辺 隆 | 渡邊 岩雄 |
| 埼玉県児玉郡美里 町大字広木百五十 七番地一 | 埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣千七百 六十八番地 | 埼玉県本庄市児玉 町入浅見九百十三 番地一 | 埼玉県児玉郡美里 町大字古郡四百三 十六番地 | 埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見九百 三十五番地 | 埼玉県鴻巣市前砂 三百二十五番地 | 埼玉県鴻巣市郷地 八百三十四番地 | 埼玉県鴻巣市北根 千六百四十三番地 | 埼玉県行田市大字 下須戸千四百十八 番地 | 埼玉県行田市大字 下須戸千百三十二 番地三 |
| 埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字市場 四番 | 埼玉県児玉郡美里 町大字駒衣字池下 七百三十七番ほか 二筆 | 埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字遠切 七百六十五番ほか 一筆 | 埼玉県児玉郡美里 町大字古郡字下耕 地二百八十二番一 ほか五筆 | 埼玉県比企郡吉見 町大字北吉見字八 耕地五百九十三番 | 埼玉県鴻巣市屈巢 字上谷田七千二十 七番ほか十二筆 | 埼玉県鴻巣市郷地 字主計屋敷千四百 三十九番一ほか二 十筆 | 埼玉県鴻巣市赤城 字大和田九百五番 ほか二十九筆 | 埼玉県行田市大字 下須戸字内土手七 百二十九番ほか十 五筆 | 埼玉県行田市大字 下須戸字内土手八 百五十番ほか三筆 |
| 一、〇三三 | 二、七三八 | 二、〇〇九 | 一、一四八 | 一、九三一 | 二四、二〇九 | 一四、五七八 | 二九、四七七 | 一九、七一一 | 四、八二六 |

| | | |
|-----------------------|---------------------|-----------------------|
| 農事組合法人小茂田穀作組合 | ひびきの農産株式会社 | 矢島 好彦 |
| 埼玉県児玉郡美里町大字小茂田三百二十番地 | 埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目十四番一号 | 埼玉県児玉郡美里町大字古郡五百十六番地 |
| 埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切七百二十番 | 埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字市場四番 | 埼玉県児玉郡美里町大字古郡字遠切七百二十番 |
| 一、八八〇 | 一、〇三三 | 一、八八〇 |

二 認可年月日

平成二十八年八月二十三日

告示

埼玉県告示第千九十九号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける者 | | 賃借権の設定等を受ける土地 | |
|--------------|-------------------|-----------------------------|------------|
| 氏名又は名称 | 住所 | 所在地 | 面積（平方メートル） |
| 原 秀夫 | 埼玉県坂戸市大字紺屋五百八十六番地 | 埼玉県川越市大字下広谷字光西寺前二百三十七番一ほか十筆 | 一二、七八五 |
| 飯嶋 竹夫 | 埼玉県熊谷市板井六百五十五番地 | 埼玉県熊谷市上新田字新田前二十八番一ほか十三筆 | 二一、二三四 |
| 株式会社ヤオコ | 埼玉県川越市脇田本町一番地五 | 埼玉県熊谷市上新田字新田前四十八番ほか十一筆 | 二〇、〇五九 |
| 神田 稔 | 埼玉県熊谷市三本千九百五十九番地一 | 埼玉県熊谷市三本字上根岸二百九十五番一ほか二筆 | 八、五〇八 |
| 農事組合法人小原営農 | 埼玉県熊谷市小江川二千八十七番地七 | 埼玉県熊谷市三本字下根岸二百四十一番 | 二、一四一 |
| 有会社社ファームヤード | 埼玉県深谷市血洗島三百九十四番地 | 埼玉県熊谷市上新田字新田裏二百八十一番一ほか二十五筆 | 二六、五八五 |

| | | | |
|----------------------------|---------------------------------------|--|--------|
| 株式会社秩父フ アーマーズファ クトリー | 埼玉県秩父市日野 田町二丁目八番十 号 | 埼玉県秩父市下吉 田字上野四千一番 一 | 七四〇 |
| 有限会社モリシ ゲ物産 | 埼玉県さいたま市 大宮区桜木町二丁 目百八十二番地の 二 | 埼玉県秩父市下吉 田字市場広瀬七千 八百九十番ほか三 筆 | 六、八五三 |
| 小林 洋一 | 埼玉県鴻巣市明用 三百七十五番地 | 埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 三十七番ほか四筆 | 七、三三〇 |
| 高橋 福司 | 埼玉県鴻巣市三町 免十五番地 | 埼玉県鴻巣市三町 免字三ノ耕地五百 九十番一ほか二筆 | 四、六二九 |
| アルファイノベ ーション株式会社 | 埼玉県白岡市小久 喜千二十二番地三 | 埼玉県白岡市荒井 新田字上荒井ヶ崎 五百八十一番一ほ か十九筆 | 一六、三一八 |

二 申請年月日

平成二十八年八月十九日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第千九十一号

平成二十八年八月九日付け埼玉県告示第千二十五号で告示した越谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千九十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

飯能都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部ま
ちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部ま
ちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

入間都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

入間都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

入間都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、入間市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

朝霞都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

朝霞都市計画道路三・二・十志木和光線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、朝霞市都市建設部まちづくり推進課、志木市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千九十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

志木都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

志木都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

志木都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

志木都市計画道路三・一・七志木朝霞線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、志木市都市整備部都市計画課、朝霞市都市建設部まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

和光都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都市整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告示

埼玉県告示第千百三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

和光市広沢の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都

市整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

和光都市計画道路三・二・十三志木和光線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

なし

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県朝霞県土整備事務所、和光市建設部都

市整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称
川越都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 二 都市計画を変更する土地の区域
川越都市計画区域の区域
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町まち整備課
- 四 縦覧期間
平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、川越市都市計画部都市計画課、日高市都市整備部都市計画課、川島町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・三・四十四川越北環状線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

川越市大字小室、今成四丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

川越市大字小室、今成四丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、川越市都市計画

部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

狭山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

狭山都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所、狭山市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告示

埼玉県告示第千百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

坂戸都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備部都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百一十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

坂戸市沢木、戸口、新堀及び塚崎の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、坂戸市都市整備

部都市計画課、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

毛呂山・越生都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

毛呂山・越生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、埼玉県東松山県土整備事務所、毛呂山町まちづくり整備課、越生町まちづくり整備課、鳩山町まちづくり推進課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

東松山都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

東松山都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整備部都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称
東松山都市計画区域区分
- 二 都市計画を変更する土地の区域
市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。
- 三 都市計画の変更の案の縦覧場所
埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市整備部都市計画課、嵐山町まちづくり整備課、滑川町建設課、吉見町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

川口都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川口都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、川口市都市計画部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

蕨都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

蕨都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、蕨市都市整備部まちづくり推進室

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

蕨都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、蕨市都市整備部まちづくり推進室

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

戸田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

戸田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

戸田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県さいたま県土整備事務所、戸田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

上尾都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部都市計画課、伊奈町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部都市計画課、伊奈町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

鴻巣都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告示

埼玉県告示第千二百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

なし

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

鴻巣市袋の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

鴻巣都市計画道路三・一・二上尾バイパス及び三・四・六三谷橋大間線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

鴻巣市大間字原の一部

ロ 削除する土地の区域

鴻巣市大間字原、字内谷及び字沼田の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、鴻巣市都市整備

部都市計画課、北本市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

桶川都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

桶川都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

桶川市加納の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、桶川市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

北本都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

北本都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、北本市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

北本都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、北本市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

行田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

行田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、行田市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

春日部都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

久喜都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告示

埼玉県告示第千百三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

久喜市菖蒲町菖蒲の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

久喜市栗橋北一丁目及び二丁目の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都

市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告示

埼玉県告示第千百三十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

久喜都市計画道路三・五・二十七旭本通り線

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

久喜市栗橋北二丁目の一部

ロ 削除する土地の区域

久喜市栗橋北二丁目の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、久喜市建設部都

市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

蓮田都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

蓮田都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、蓮田市都市整備部都市計画課、白岡市都市整備部街づくり課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

幸手都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

幸手都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県杉戸県土整備事務所、幸手市建設経済部都市計画課、杉戸町都市施設整備課、宮代町まちづくり建設課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

加須都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま
ちづくり課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

加須都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま
ちづくり課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

羽生都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部まちづくり政策課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

羽生都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、羽生市まちづくり部まちづくり政策課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

熊谷都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷市都市整備部都市計画課、熊谷市役所情報公開コーナー

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告示

埼玉県告示第千四百四十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

熊谷都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

熊谷市問屋町一丁目から四丁目の全部及び石原、広瀬の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

熊谷市広瀬の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、熊谷市都市整備

部都市計画課、熊谷市役所情報公開コーナー

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

本庄都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千四百四十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

本庄都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

本庄市西富田の一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、本庄市都市整備

部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

小川都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

小川都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、小川町都市政策課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

小川都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

市街化区域と市街化調整区域の土地の区域については、変更しない。

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、小川町都市政策課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

児玉都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県本庄県土整備事務所、美里町建設水道課、本庄市都市整備部都市計画課、神川町建設課、上里町まち整備課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

北川辺都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

北川辺都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県行田県土整備事務所、加須市建設部ま
ちづくり課

四 縦覧期間

平成二十八年八月三十日から平成二十八年九月十三日まで

告 示

埼玉県告示第千百五十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、富士見都市計画区域区分を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、秩父都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、ときがわ都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、小鹿野都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

教育局資産管理・ファイルサーバシステム用機器賃貸借及び運用補助業務委託 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年2月1日（水）から平成34年1月31日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 履行場所

埼玉県教育局教育総務部総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を

受けていない者であること。

- (5) 本件業務について、仕様書の要求する事項を確実に履行できることを証明した者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。
- (6) I S M S 認証又はプライバシーマークの認定を受けている者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局教育総務部総務課情報企画・行政監察担当 宮本、根岸 電話048-830-6713（直通）

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月12日（水）午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月11日（火）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月11日（火）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局教育総務部総務課 平成28年10月12日（水）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年9月28日（水）午前10時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年9月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature of Services Required: Lease of equipment for file server systems
and information asset systems for educational institutions and technical
support for the information systems.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m.
October 12, 2016, By mail; 5:00 p.m. October 11, 2016, In person; 5:00
p.m. October 11, 2016.

(3) Contact point for the notice: General Affairs Division, Education and
General Affairs Department, Education Bureau, Saitama Prefectural
Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken
330-9301, Telephone 048-830-6713.

告 示

埼玉県告示第千百六十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

犯罪捜査支援用パソコン及び同管理サーバ等の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成29年3月1日（水）から平成34年2月28日（月）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月11日（火）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

- (ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月7日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

- (イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年10月11日（火）午前10時30分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成28年10月11日（火）午前10時40分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成28年9月30日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年9月5日（月）までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通）
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of personal computers and servers designed for assisting criminal investigations.
- (2) Time - limit for tender:By the electronic tender system;10:30 a.m. October 11,2016 By mail;5:00 p.m. October 7,2016 In person;10:30 a.m. October 11,2016
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago,Urawa-ku,Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533,Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

| | |
|---|----------------------|
| <p>熊谷児玉線</p> | <p>路 線 名</p> |
| <p>児玉郡美里町大字北十条字前畑七九 九番三地先から同郡同町大字南十条 字南四四八番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十八年八月三十一日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十四年六月八日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長二五二・五二メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年八月三十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

| | |
|--|----------------------|
| <p>熊谷児玉線</p> | <p>路 線 名</p> |
| <p>児玉郡美里町大字南十条字南四四八番一地从ら同郡同町大字南十条字南六三番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p> | <p>供用開始の区間</p> |
| <p>平成二十八年八月三十一日</p> | <p>供用開始の期日</p> |
| <p>平成二十六年七月十八日 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第八号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三七一・八一メートル</p> | <p>備考</p> |

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第二十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち次の公共施設に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十八年八月九日

指令越建セ第二七〇〇三〇一号

二 検査済証番号

平成二十八年八月二十五日

越建セ第一八三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台一丁目三百三十一番五十二、三百三十一番六十七、三百三十一番六十八、三百四十六番百三十八、三百四十六番百四十八、三百四十六番百五十、三百五十番三、三百六十八番三、三百五十番三先道路、三百四十六番百四十八先水路

四 公共施設の種類、位置及び区域

道路

埼玉県南埼玉郡宮代町宮代台一丁目三百三十一番六十七、三百四十六番百四十八、三百四十六番百五十、三百五十番三先道路、三百四十六番百四十八先水路

五 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町和戸二丁目六一十三

小島 誠

告 示

埼玉県病院事業告示第四十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年八月三十日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び予定数量

県立病院で使用する灯油（平成28年度10・11月分）

JIS 1号 97,600リットル

(2) 購入案件の仕様等

物品購入仕様書及び入札説明書による。

(3) 履行期間

平成28年10月1日から平成28年11月30日まで

(4) 納入場所

ア 埼玉県熊谷市板井1696番地 埼玉県立循環器・呼吸器病センター

イ 埼玉県北足立郡伊奈町小室780 埼玉県立がんセンター

ウ 埼玉県北足立郡伊奈町小室818番地2 埼玉県立精神医療センター

(5) 一連の調達契約に関する事項

ア 今後調達が予定される数量及び入札公告予定時期

灯油 JIS 1号 180,500リットル

平成28年10月

イ 最初の契約に係る入札公告日

平成28年2月2日

(6) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（小数点第3位以下は切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加

停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、物品購入仕様書及び入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先
〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号
埼玉県病院局経営管理課 医事・共同購入担当 番匠・石井
電話048-830-5985（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 物品購入仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する。(事前に電話により連絡すること。)

- (3) 入札説明会の有無

無

- (4) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年9月26日 午後2時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年9月23日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年9月26日 午後2時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望単価に予定数量を乗じた金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約単価に予定数量を乗じた金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札への参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、必要な書類を平成28年9月9日午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を、登録を希望する月の前月5日（5日が土日祝日の場合は次の平日）まで

に埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ提出し、入札参加に必要な資格を取得すること。年度末等、登録申請期限が変更となる場合があるので、必ず事前に「電子入札総合案内」又は上記入札審査課で確認すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Kerosene JIS(No.1) 97,600ℓ

(2) Time-limit for tender:

2:00 p.m. September 26, 2016 (Bidding by registered mail must be received by 5:00p.m. September 23, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5985

告示

埼玉県教委告示第二十七号

埼玉県文化財保護条例（昭和三十年埼玉県条例第四十六号）第六条第三項の規定により、次の表に掲げる埼玉県指定有形文化財は平成二十八年八月十七日をもって指定を解除された。

平成二十八年八月三十日

埼玉県教育委員会委員長 高木 康夫

| 種類 | 名称及び員数 | 所在地 | 所有者 | 指定年月日 |
|----|----------------|---------------------|-------------|-----------------|
| 彫刻 | 木造地藏菩薩立像 一躯 | 埼玉県越谷市大字 野島三十二番地 | 宗教法人 浄山寺 | 平成二十七年 三月十三日 |